

## 議案目次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 62 号	令和 4 年度盛岡市一般会計補正予算（第 2 号）	1
議案第 63 号	盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例 の一部を改正する条例について	4
議案第 64 号	盛岡市市税条例の一部を改正する条例について	5
議案第 65 号	盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税 に関する条例の一部を改正する条例について	8
議案第 66 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	9
議案第 67 号	盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する条例について	10
議案第 68 号	盛岡市地区活動センター条例等の一部を改正する条例について	11
議案第 69 号	盛岡市球技公園条例について	13
議案第 70 号	岩手県と盛岡市が共同で整備する野球場に係る事務の委託に関する規約 の締結に関する協議について	21
議案第 71 号	財産の取得について	24
議案第 72 号	財産の取得について	25
議案第 73 号	財産の取得について	26
議案第 74 号	太田地区活動センター外 2 施設複合化・大規模改修（建築主体）工事に 係る請負契約の締結について	27
議案第 75 号	盛岡市立向中野児童センター建設（建築主体）工事に係る請負契約の締 結について	28
議案第 76 号	議決の変更について	29
議案第 77 号	議決の変更について	30
議案第 78 号	市道の路線の認定、廃止及び変更について	31
議案第 79 号	専決処分につき承認を求めることについて	33
議案第 80 号	専決処分につき承認を求めることについて	44

## 議案目次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 81 号	令和 4 年度盛岡市一般会計補正予算（第 3 号）	1
議案第 82 号	令和 4 年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第 1 号）	4
議案第 83 号	加賀野地区活動センター外 2 施設複合化・大規模改修（建築主体）工事 に係る請負契約の締結について	7
議案第 84 号	盛岡市立見前小学校校舎大規模改修（建築主体）工事に係る請負契約の 締結について	8
議案第 85 号	盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（建築主体）工事に係る請負契約の 締結について	9
議案第 86 号	盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（機械設備）工事に係る請負契約の 締結について	10
議案第 87 号	盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（電気設備）工事に係る請負契約の 締結について	11

議案第 62 号

令和 4 年度盛岡市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度盛岡市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 928,196 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 130,047,615 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 島入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
16 国庫支出金		25,464,254	862,854	26,327,108
	1 国庫負担金	18,248,096	394,971	18,643,067
	2 国庫補助金	7,135,653	467,883	7,603,536
17 県支出金		11,298,094	700	11,298,794
	2 県補助金	3,151,872	700	3,152,572
20 繰入金		3,917,504	61,042	3,978,546
	2 基金繰入金	3,836,828	61,042	3,897,870
22 諸収入		1,794,211	3,600	1,797,811
	6 雜入	1,308,946	3,600	1,312,546
歳 入 合 計		129,119,419	928,196	130,047,615

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総務費		15,340,035	9,600	15,349,635
	1 総務管理費	13,306,493	9,600	13,316,093
3 民生費		51,343,036	25,336	51,368,372
	3 生活保護費	7,824,230	25,336	7,849,566
4 衛生費		10,916,111	873,762	11,789,873
	3 保健所費	4,356,636	873,762	5,230,398
9 消防費		4,477,060	2,000	4,479,060
	1 消防費	4,477,060	2,000	4,479,060
10 教育費		11,308,583	17,498	11,326,081
	2 小学校費	3,269,930	17,410	3,287,340
	6 社会教育費	2,067,096	88	2,067,184
歳 出 合 計		129,119,419	928,196	130,047,615

議案第 63 号

盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成 6 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 万 5,800 円」を「1 万 6,100 円」に改め、同号イ中「7,560 円」を「7,700 円」に改める。

第 6 条及び第 8 条中「7 円 51 銭」を「7 円 73 銭」に改める。

第 9 条中「27 円 50 銭」を「28 円 35 銭」に、「57 万 3,030 円」を「58 万 6,905 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市議会議員及び市長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された市議会議員及び市長の選挙については、なお従前の例による。

提案理由

国の例に準じ、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げようとするものである。

議案第 64 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

盛岡市市税条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第35条第4項中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「前年分の所得税に係る第38条の2第1項に規定する確定申告書」に改め、「（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第6項中「特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「前年分の所得税に係る第38条の2第1項に規定する確定申告書」に改め、「（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第36条の8第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第38条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第38条の2第2項中「附記された」を「付記された」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第38条の2の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第38条の2の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「であつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第45条の8に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

附則第5条の2第1項中「平成45年度」を「令和20年度」に、「平成33年」を「令和7年」に改める。

附則第20条第2項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税」を「前年分の所得税」に、「前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第35条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）」を「同条第1項の規定の適用を受けた場合」に改め、「ものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第36条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削る。

附則第22条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第25条の2第4項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「年分の所得税に係る第38条の2第1項に規定する確定申告書」に改め、「（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

附則第25条の3第4項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項及び第6項において同じ。）」を「年分の所得税に係る第38条の2第1項に規定する確定申告書」に改め、「（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書」を「年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第41条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第42条を削る。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第38条の2の2の見出し及び同条第1項並びに第38条の2の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに附則第5条の3の2第1項、第22条の2第3項及び第41条の改正規定並びに附則第42条を削る改正規定並びに次項、附則第3項及び第5項の規定 令和5年1月1日
  - (2) 第35条第4項及び第6項、第36条の8第1項及び第2項、第38条第1項ただし書及び第2項並びに第38条の2第2項及び第3項の改正規定並びに附則第20条第2項、第25条の2第4項並びに第25条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第4項の規定 令和6年1月1日
- (市民税に関する経過措置)
- 2 前項第1号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）第38条の2の2第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第38条の2の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき同号に掲げる規定による改正前の盛岡市市税条例（次項において「旧条例」という。）第38条の2の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 新条例第38条の2の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第38条の2の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第38条の2の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 4 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- (盛岡市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 5 盛岡市市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第24号）の一部を次のように改正する。第38条の2の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「扶養親族（」の次に」に改め、「の者」の次に「又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」を加える。

### 提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、特定配当等及び特定株式等譲渡所得額に係る所得を有する者に係る総所得額の算定方法、扶養親族等申告書に記載すべき事項並びに住宅借入金等特別税額控除の適用期限を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 65 号

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例  
の一部を改正する条例について

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年6月7日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例  
の一部を改正する条例

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年  
条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に、「第42条の  
4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第6号」を「法人税  
法（昭和40年法律第34号）第66条第6項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

第3条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例  
第2条に規定する中小連結法人については、改正後の盛岡市地方活力向上地域における固定資産  
税の課税免除及び不均一課税に関する条例第2条に規定する中小通算法人とみなして、同条の規  
定を適用する。

提案理由

地方活力向上地域において特定業務施設を新設し、又は増設した事業者に対する固定資産税の課  
税免除及び不均一課税の要件である地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期間  
を2年延長するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 66 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

盛岡市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中65の2の9の項を65の2の11の項とし、65の2の5の項から65の2の8の項までを2項ずつ繰り下げ、65の2の4の項の次に次のように加える。

65の2の5 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第 149号）第5条の3第1項（同法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	マンション管理計画認定等申請手数料	3,600円
65の2の6 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	マンション管理計画変更認定申請手数料	1万 6,600円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第 149号）の改正に伴い、マンション管理計画認定等申請手数料及びマンション管理計画変更認定申請手数料を定めようとするものである。

議案第 67 号

盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する条例について

盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する条例

盛岡市特別用途地区建築制限条例（平成 7 年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「又は特別工業地区」を「、特別工業地区又は前潟小売店舗地区」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築物の敷地が前潟小売店舗地区の内外にわたる場合における建築物の用途の制限に係る措置を定めようとするものである。

議案第 68 号

盛岡市地区活動センター条例等の一部を改正する条例について

盛岡市地区活動センター条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市地区活動センター条例等の一部を改正する条例

(盛岡市地区活動センター条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市地区活動センター条例（昭和54年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 3 中「青山地区活動センター（体育館を除く。以下同じ。）及び仙北地区活動センター」を「次に掲げるセンター」に、「青山地区活動センター及び仙北地区活動センター」を「当該センター」に改め、同表備考 3 に次の各号を加える。

- (1) 青山地区活動センター（体育館を除く。）
- (2) 仙北地区活動センター
- (3) 緑が丘地区活動センター（第 2 集会室に限る。）
- (4) 山岸地区活動センター（第 1 集会室に限る。）
- (5) 本宮地区活動センター（第 1 集会室に限る。）
- (6) 仁王地区活動センター（集会室に限る。）

(盛岡市コミュニティセンター条例の一部改正)

第 2 条 盛岡市コミュニティセンター条例（平成17年条例第94号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「暖房」の次に「（次に掲げるセンターにあっては、冷暖房）」を、「暖房料」の次に「（当該センターにあっては、冷房料又は暖房料）」を加え、同表備考に次の各号を加える。

- (1) 好摩地区コミュニティセンター
- (2) 日戸地区コミュニティセンター（集会室に限る。）
- (3) 生出 3 地区コミュニティセンター（集会室に限る。）
- (4) 渋民地区コミュニティセンター（集会室に限る。）
- (5) 好摩東地区コミュニティセンター（集会室に限る。）
- (6) 城内地区コミュニティセンター（集会室に限る。）
- (7) 下田川崎地区コミュニティセンター（集会室に限る。）
- (8) 永井地区コミュニティセンター（集会室に限る。）
- (9) 大台地区コミュニティセンター（和室に限る。）
- (10) 白沢地区コミュニティセンター（集会室に限る。）
- (11) 馬場状小屋地区コミュニティセンター（集会室に限る。）
- (12) 松内地区コミュニティセンター（集会室に限る。）

(13) 小袋地区コミュニティセンター（集会室に限る。）

(14) 前田地区コミュニティセンター（集会室に限る。）

（盛岡市地域交流活性化センター条例の一部改正）

第3条 盛岡市地域交流活性化センター条例（平成25年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表備考2中「暖房」の次に「（第1集会室にあっては、冷暖房）」を、「暖房料」の次に「（第1集会室にあっては、冷房料又は暖房料）」を加える。

#### 附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条中盛岡市コミュニティセンター条例別表備考の改正規定及び同表備考に各号を加える改正規定（第1号に係る部分に限る。）は令和4年7月1日から施行する。

2 盛岡市役所支所及び出張所設置条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中盛岡市地区活動センター条例別表及び同表備考3を改め、同表備考3に各号を加える改正規定を次のように改める。

別表中	第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円
	第4集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円
	第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円
	第6集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円

3,000円	を	第3集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,
4,500円		第4集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,
3,000円		第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,
3,000円							

500円	4,500円
500円	4,500円
300円	3,000円

に改め、同表備考3中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号

ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 太田地区活動センター（体育館を除く。）

#### 提案理由

緑が丘地区活動センター等、日戸地区コミュニティセンター等及び湯沢地域交流活性化センターにおいて、冷房を使用する場合に冷房料を徴収しようとするものである。

議案第 69 号

盛岡市球技公園条例について

盛岡市球技公園条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市球技公園条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、球技公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 野球をはじめとする球技、催し等の多様な目的に利用することができる場を提供する施設として、球技公園を次表のとおり設置する。

名称	位置
いわて盛岡ボールパーク	盛岡市永井 7 地割16番地 2

(使用時間)

第 3 条 球技公園のうち野球場及び屋内練習場（以下「有料公園施設」という。）の使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第 244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する球技公園にあっては、指定管理者。以下第 6 条まで及び第 10 条から第 12 条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

区分	使用時間
野球場	午前 5 時から午後 9 時まで
屋内練習場	午前 8 時から午後 9 時まで

(休場日)

第 4 条 有料公園施設の休場日は、12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開場し、又はこれら以外の日に臨時に休場することができる。

(使用の許可等)

第 5 条 有料公園施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、有料公園施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、有料公園施設の管理上適当でないとき。

3 市長は、有料公園施設の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、有料公園施設の管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは有料公園施設からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。

(3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 前条第3項の条件に違反したとき。

(禁止行為)

第7条 使用者は、有料公園施設において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。

(2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(使用料)

第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。

2 前項に定めるもののほか、有料公園施設の附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。

3 使用料は、許可の際に徴収する。

(利用料金)

第9条 指定管理者が管理する有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する有料公園施設にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により有料公園施設を使用することができなかったときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第12条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 球技公園の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

第14条 球技公園の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

(1) 市民の平等な使用が確保されること。

(2) サービスの向上が図られること。

(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的的能力を有すること。

(指定等の告示)

第15条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第16条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第17条 指定管理者の行う球技公園の管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。

(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第18条 球技公園の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条ただし書の規定に基づき、使用時間を変更すること。
- (2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開場し、又は休場すること。
- (3) 第5条第1項の許可を行うこと。
- (4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
- (5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。
- (6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは有料公園施設からの退去を命ずること。
- (7) 施設及び設備の維持管理に関する事項。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、球技公園の管理に関する事項。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 有料公園施設の使用者の数
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、球技公園の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第14条及び第15条に規定する指定の手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 盛岡市都市公園条例（昭和52年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第7項中「、もりおか歴史文化館盛岡市子ども科学館」を「もりおか歴史文化館、盛岡市子ども科学館」に、「及び盛岡南公園球技場」を「、盛岡南公園球技場、野球場及び屋内練習場」に改める。

別表第1 盛岡南公園の項中「盛岡南公園球技場」を「盛岡南公園球技場 野球場 屋内練習場」に改める。

別表（第8条関係）

(1) 野球場

ア グラウンドの使用料

区分			土曜日及び休日		その他の日	
			午前5時 から午前 8時まで	午前8時 から午後 9時まで	午前5時 から午前 8時まで	午前8時 から午後 9時まで
料金を徴 収しない 場合	アマチュアスポーツ に使用する場合（1 時間までごとに）	一般	600円	2,900円	500円	2,400円
		大学生以下の 者	300円	1,450円	250円	1,200円
	その他の催しに使用する場合（1時 間までごとに）		1,800円	8,700円	1,500円	7,200円
料金を徴 収する場 合	アマチュアスポーツ に使用する場合（1 時間までごとに）	一般	1,800円	8,700円	1,500円	7,200円
		大学生以下の 者	900円	4,350円	750円	3,600円
	その他の催しに使用する場合		使用する日ごとにそ の日の最高入場料の 480人分に相当する 額（その額が 740,150円に満たな い場合は 740,150 円）	使用する日ごとにそ の日の最高入場料の 360人分に相当する 額（その額が 591,930円に満たな い場合は 591,930 円）		

備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

3 午前5時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前8時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額とする。

#### イ トレーニング室、会議室及び多目的室の使用料

区分		金額
トレーニング 室	第1屋内トレーニングスペース及び第1素振 りスペース（1時間までごとに）	一般 2,000円 大学生以下の者 1,000円
	第2屋内トレーニングスペース及び第2素振 りスペース（1時間までごとに）	一般 2,000円 大学生以下の者 1,000円
	第1ブルペン（1箇所につき1時間までごと に）	一般 500円 大学生以下の者 250円
	第2ブルペン（1箇所につき1時間までごと に）	一般 500円 大学生以下の者 250円
	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間 までごとに）	一般 500円 大学生以下の者 250円
	その他の催しに使用する場合（1時間までごと に）	1,500円
	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間 までごとに）	一般 500円 大学生以下の者 250円
	その他の催しに使用する場合（1時間までごと に）	1,500円
第1多目的室	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間 までごとに）	一般 500円 大学生以下の者 250円
	その他の催しに使用する場合（1時間までごと に）	1,500円
	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間 までごとに）	一般 500円 大学生以下の者 250円
第2多目的室	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間 までごとに）	一般 500円 大学生以下の者 250円
	その他の催しに使用する場合（1時間までごと に）	1,500円
	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間 までごとに）	一般 500円 大学生以下の者 250円
第3多目的室	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間 までごとに）	一般 500円 大学生以下の者 250円
	その他の催しに使用する場合（1時間までごと に）	1,500円

#### ウ 照明設備、放送設備及びスコアボードの使用料

区分		金額
照明設備	料金を徴収しない 場合（1時間まで ごとに）	全部を点灯する場合 18,000円
		4分の3を点灯する場合 13,500円
		2分の1を点灯する場合 9,000円
		4分の1を点灯する場合 2,000円
	料金を徴収する場	全部を点灯する場合 72,000円

合 (1時間までごとに)	4分の3を点灯する場合	54,000円
	2分の1を点灯する場合	36,000円
	4分の1を点灯する場合	8,000円
放送設備	アマチュアスポーツに使用する場合 (1試合につき)	1,200円
	その他の催しに使用する場合 (1回につき)	2,400円
スコアボード	アマチュアスポーツに使用する場合 (1試合につき)	2,000円
	その他の催しに使用する場合 (1回につき)	4,000円

備考 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。

## (2) 屋内練習場

### ア 多目的グラウンドの使用料

区分			土曜日及び休日	その他の日
料金を徴収しない場合	全面使用	アマチュアスポーツに使用する場合 (1時間までごとに)	一般 大学生以下の者	4,000円 2,000円
		その他の催しに使用する場合 (1時間までごとに)		12,000円
	半面使用	アマチュアスポーツに使用する場合 (1時間までごとに)	一般 大学生以下の者	2,000円 1,000円
料金を徴収する場合	4分の1面使用	アマチュアスポーツに使用する場合 (1時間までごとに)	一般 大学生以下の者	1,000円 500円
		その他の催しに使用する場合 (1時間までごとに)		6,000円
		集会、展示会、式典その他これらに類する催しに使用する場合 (1時間までごとに)		3,000円
		音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合 (1時間までごとに)		40,000円
				34,000円
				48,000円
				40,800円

備考

1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。

2 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

イ トレーニングルームの使用料

区分	一般	大学生以下の者
普通使用（1回につき）	400円	300円
回数使用（6回につき）	2,000円	1,500円
定期使用	3月につき	10,400円
	6月につき	15,600円
	1年につき	20,800円
		7,800円
		11,700円
		15,600円

提案理由

球技公園を設置しようとするものである。

議案第 70 号

岩手県と盛岡市が共同で整備する野球場に係る事務の委託に関する規約の締結に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の14第 1 項の規定に基づき、岩手県及び盛岡市において別紙のとおり岩手県と盛岡市が共同で整備する野球場に係る事務の委託に関する規約を締結することについて協議するものとする。

令和4年6月7日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

岩手県と盛岡市が共同で整備する野球場に係る事務の委託に関する規約の締結に関する協議について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の14第 3 項において準用する同法第 252条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

## 別紙

### 岩手県と盛岡市が共同で整備する野球場に係る事務の委託に関する規約

#### (委託事務の範囲)

第1条 岩手県（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、野球場に係る次に掲げる事務の管理及び執行を盛岡市（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 施設及び設備の管理及び運営（指定管理者の選定及び指定を含む。）に関する事務
- (2) 施設及び設備の使用料及び利用料金設定に関する事務
- (3) 施設及び設備の使用の許可及び使用料の徴収（減免及び還付を含む。）に関する事務
- (4) 行政財産の目的外使用に関する事務
- (5) ネーミングライツ及び広告掲載等の募集及び決定に関する事務
- (6) 備品の購入、管理、処分等に関する事務
- (7) 大規模修繕に係る設計、施工、監理等に関する事務

#### (管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

#### (経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額及び負担方法は、野球場の整備及び管理に係る事務を連携して処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約第4条の規定に基づき、甲乙協議して定める。

#### (予算の計上)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

#### (使用料収入)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料の収入は、全て乙の収入とする。ただし、地方自治法第244条の2第8項の規定を適用する場合にあっては、同条第3項に規定する指定管理者の収入とする。

#### (決算の場合の措置)

第6条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

#### (連絡会議)

第7条 乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲と年1回定期に連絡会議

を開くものとする。ただし、甲の申し出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことがある。

(条例等の改正等)

第8条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ甲と協議するものとし、当該条例等が制定され、又は改廃された場合は、直ちに甲に通知するものとする。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表するものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、甲及び乙がこの規約による事務の委託に係る地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項に規定する告示をした日から施行する。

(条例等の公表)

2 甲は、前項の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び当該乙の条例等を公表するものとする。

令和 年 月 日

甲 盛岡市内丸10番1号

岩手県

岩手県知事 達 増 拓 也

乙 盛岡市内丸12番2号

盛岡市

盛岡市長 谷 藤 裕 明

議案第 71 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	予 定 価 格
車両	消防ポンプ自動車の購入	2 台	39,710,000円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 住所 盛岡市上堂三丁目 6 番 33 号

氏名 株式会社ダイトク 代表取締役社長 [REDACTED]

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 72 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和4年6月7日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	予 定 價 格
車両	小型動力ポンプ付積載車の購入	2台	25,696,000円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 住所 盛岡市好摩字夏間木83- 122

氏名 有限会社文林商会盛岡営業所 所長 [REDACTED]

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 73 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和4年6月7日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する建物（盛岡バスセンター整備事業に係る待合室）

建物の所在地	構 造	延床面積	予定価格
盛岡市中ノ橋通一丁目13番 3外地内	鉄骨造3階建て（1階部分 の一部）	全 3,112.30m <sup>2</sup> のうち113.59m <sup>2</sup>	28,699,000円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号

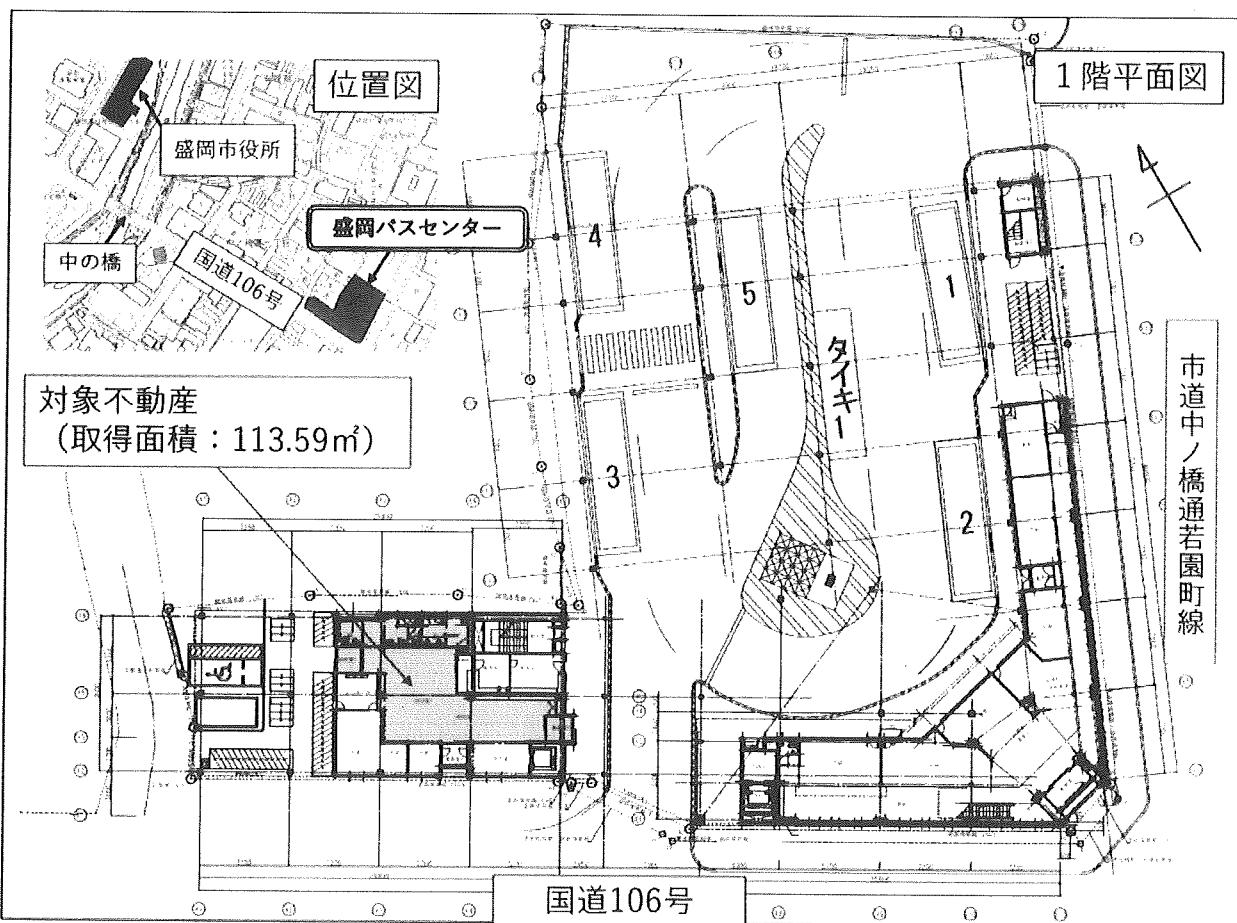
盛岡ローカルハブ株式会社 代表取締役社長

4 位 置 図 等 別添による。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

位置図等



議案第 74 号

太田地区活動センター外 2 施設複合化・大規模改修（建築主体）工事に係る請負契約  
の締結について

太田地区活動センター外 2 施設複合化・大規模改修（建築主体）工事について次により請負契約  
を締結するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- |             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| 1 契約工事の名称   | 太田地区活動センター外 2 施設複合化・大規模改修（建築主体）工事 |
| 2 契 約 の 方 法 | 一般競争入札                            |
| 3 契 約 の 金 額 | 金 228,316,000円也                   |
| 4 契約の相手方    | 樋下建設株式会社 代表取締役 [REDACTED]         |

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 75 号

盛岡市立向中野児童センター建設（建築主体）工事に係る請負契約の締結について

盛岡市立向中野児童センター建設（建築主体）工事について次により請負契約を締結するものとする。

令和4年6月7日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 契約工事の名称 盛岡市立向中野児童センター建設（建築主体）工事

2 契 約 の 方 法 一般競争入札

3 契 約 の 金 額 金 146,300,000円也

4 契約の相手方 株式会社昭和建設 代表取締役 [REDACTED]

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 76 号

議決の変更について

令和 3 年 9 月 27 日 議会の議決を得た議案第 92 号 盛岡市立仁王小学校校舎大規模改修（建築主体）工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

契約金額「877,750,500円」を「896,465,900円」に改める。

提案理由

盛岡市立仁王小学校校舎大規模改修（建築主体）工事の一部設計変更に伴い契約を変更するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 77 号

議決の変更について

令和 2 年 6 月 26 日議会の議決を得た議案第92号盛岡市立仁王小学校校舎大規模改修（機械設備）工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

契約金額「276,887,600円」を「278,027,200円」に改める。

提案理由

盛岡市立仁王小学校校舎大規模改修（機械設備）工事の一部設計変更に伴い契約を変更するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 78 号

市道の路線の認定、廃止及び変更について

市道の路線を次のとおり認定、廃止及び変更するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路線名	起点	終点
A a 509	名須川町14号線	名須川町 101番 1 地先	名須川町 101番 8 地先
C a 887	向中野 290号線	向中野字幅26番 7 地先	向中野字幅27番 1 地先
C a 888	向中野 291号線	向中野字幅27番19地先	向中野字幅27番18地先
C a 889	向中野 292号線	向中野字幅 6 番 1 地先	向中野字幅 54 番 3 地先
C a 890	向中野 293号線	向中野字幅 3 番 11 地先	向中野字幅 3 番 6 地先
D b 968	上堂一丁目34号線	上堂一丁目 160番10地先	上堂一丁目 154番15地先
都 4231	第3花園ニュータウン5号線	黒川11地割 5 番 64 地先	黒川11地割 5 番 69 地先
玉 633	渋民東歩行者専用道1号線	渋民字愛宕68番地先	渋民字愛宕37番地先

2 路線の廃止

整理番号	路線名	起点	終点
C a 273	向中野18号線	向中野字細谷地 130番地先	向中野字細谷地 109番地先
C a 584	向中野80号線	向中野字細谷地57番 5 地先	向中野字細谷地57番 7 地先

3 路線の変更

整理番号	路線名	起点	終点
C a 255	向中野 5 号線	新 向中野字細谷地68番 5	向中野字鶴子 7 番 2 地先

			地先	
		旧	向中野字石川町 122番 地先	
C a 731	向中野 199号線		向中野字石川町 108番地 先	新 向中野字細谷地57番 3 地先
				旧 向中野字石川町 109番 地先
都 348	三之丞西線	新	三本柳10地割55番 3 地先	三本柳10地割65番地先
		旧	三本柳10地割55番 2 地先	
玉 371	渋民東線		渋民字渋民71番地先	新 渋民字愛宕37番地先
				旧 渋民字愛宕38番地先

#### 提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 79 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

令和3年度盛岡市一般会計補正予算（第13号）について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

令和3年度盛岡市一般会計補正予算（第13号）

令和3年度盛岡市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 119,609千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 139,932,823千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16 国庫支出金		37,936,396	309,000	38,245,396
	2 国庫補助金	19,048,501	309,000	19,357,501
20 繰入金		2,655,677	△189,391	2,466,286
	2 基金繰入金	2,570,722	△189,391	2,381,331
歳 入 合 計		139,813,214	119,609	139,932,823

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
8 土木費		17, 543, 856	119, 609	17, 663, 465
	2 道路橋りょう費	6, 326, 141	119, 609	6, 445, 750
	歳 出 合 計	139, 813, 214	119, 609	139, 932, 823

一般 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
16 国庫支出金	37,936,396	309,000	38,245,396
20 繰入金	2,655,677	△189,391	2,466,286
歳入合計	139,813,214	119,609	139,932,823

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
8 土木費	千円 17,543,856	千円 119,609	千円 17,663,465
歳出合計	139,813,214	119,609	139,932,823

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特	定 財	源	一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
309,000			△189,391
309,000	0	0	△189,391

## 2 歳 入

## 16款 国庫支出金

## 2項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
6 土木費国庫補助金	千円 3,510,897	千円 309,000	千円 3,819,897
計	19,048,501	309,000	19,357,501

## 20款 繰入金

## 2項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	940,187	△189,391	750,796
計	2,570,722	△189,391	2,381,331

節		説明
区分	金額	
3 道路事業補助金	千円 309,000	臨時道路除雪事業費補助金 千円 309,000

1 財政調整基金繰入金	△189,391	財政調整基金繰入金	△189,391

## 3 歳 出

## 8款 土木費

## 2項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国県支出金	地方債	その他			
2 道路維持費	千円 2,584,455	千円 119,609	千円 2,704,064	千円 309,000	千円	千円	千円	千円 △189,391	
国庫支出金				309,000					
計	6,326,141	119,609	6,445,750	309,000	0	0	0	△189,391	

節		説	明
区分	金額		
10 需用費	千円 546	○道路管理課	千円 105,670
12 委託料	119,063	001 道路維持補修事業	105,670
		03 道路除排雪事業	105,670
		○玉山総合事務所建設課	13,939
		001 道路維持補修事業	13,939
		03 道路除排雪事業	13,939

議案第 80 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市市税条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第36条の6第1項第1号才中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第 155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第45条の5第9項中「第 321条の8第60項」を「第 321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第 321条の8第69項」を「第 321条の8第71項」に改める。

第 139条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第 147条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第7条の2の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則

第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第7条の7の見出し中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に改め、同条中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第7条の9の見出し中「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に改め、同条中「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第9条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第10条中「附則第22条第1項」を「附則第14条第1項」に改める。

附則第15条の3中「第15項、第17項、第19項、第21項、第26項、第33項から第35項まで、第37項若しくは第39項」を「第14項、第16項、第18項、第20項、第25項、第32項から第34項まで若しくは第36項」に改める。

附則第17条中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第25条の4中「同条中」を「同項中」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和2年4月1日から令和4年3月31までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

4 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

5 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税に

について適用し、令和3年度分までの国民健康保険については、なお従前の例による。

議案第 81 号

令和 4 年度盛岡市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度盛岡市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,112,559 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 132,160,174 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 20 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 島入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
16 国庫支出金		26,327,108	1,314,858	27,641,966
	2 国庫補助金	7,603,536	1,314,858	8,918,394
17 県支出金		11,298,794	479,000	11,777,794
	2 県補助金	3,152,572	479,000	3,631,572
20 繰入金		3,978,546	318,701	4,297,247
	2 基金繰入金	3,897,870	318,701	4,216,571
歳 入 合 計		130,047,615	2,112,559	132,160,174

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総務費		15,349,635	2,500	15,352,135
	1 総務管理費	13,316,093	2,500	13,318,593
3 民生費		51,368,372	1,280,885	52,649,257
	2 児童福祉費	22,643,897	1,280,885	23,924,782
6 農林費		2,634,856	108,789	2,743,645
	1 農業費	2,203,876	108,789	2,312,665
7 商工費		2,063,972	697,440	2,761,412
	1 商工費	2,063,972	697,440	2,761,412
8 土木費		17,157,631	22,945	17,180,576
	4 都市計画費	9,579,970	22,945	9,602,915
歳 出 合 計		130,047,615	2,112,559	132,160,174

議案第 82 号

令和 4 年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,765 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,585,506 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 20 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 諸収入		7,544	9,765	17,309
	2 償還金及び還付加算金	6,200	9,765	15,965
	歳 入 合 計	3,575,741	9,765	3,585,506

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 諸支出金		6,200	9,765	15,965
	1 償還金及び還付加算金	6,200	9,765	15,965
	歳 出 合 計	3,575,741	9,765	3,585,506

議案第 83 号

加賀野地区活動センター外 2 施設複合化・大規模改修（建築主体）工事に係る請負契約の締結について

加賀野地区活動センター外 2 施設複合化・大規模改修（建築主体）工事について次により請負契約を締結するものとする。

令和 4 年 6 月 20 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- |             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| 1 契約工事の名称   | 加賀野地区活動センター外 2 施設複合化・大規模改修（建築主体）工事 |
| 2 契 約 の 方 法 | 一般競争入札                             |
| 3 契 約 の 金 額 | 金 446,215,000円也                    |
| 4 契約の相手方    | 樋下建設株式会社 代表取締役 [REDACTED]          |

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 84 号

盛岡市立見前小学校校舎大規模改修（建築主体）工事に係る請負契約の締結について

盛岡市立見前小学校校舎大規模改修（建築主体）工事について次により請負契約を締結するものとする。

令和 4 年 6 月 20 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 契約工事の名称 盛岡市立見前小学校校舎大規模改修（建築主体）工事

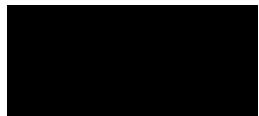
2 契 約 の 方 法 一般競争入札

3 契 約 の 金 額 金 340,890,000円也

4 契約の相手方 大伸工業・篠村建設特定共同企業体

構成員 大伸工業株式会社 代表取締役

構成員 篠村建設株式会社 代表取締役



提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 85 号

盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（建築主体）工事に係る請負契約の締結について

盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（建築主体）工事について次により請負契約を締結するものとする。

令和 4 年 6 月 20 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 契約工事の名称 盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（建築主体）工事

2 契 約 の 方 法 一般競争入札

3 契 約 の 金 額 金 787, 270, 000円也

4 契約の相手方 日本住宅・司組特定共同企業体

構成員 日本住宅株式会社 代表取締役 [REDACTED]

構成員 株式会社司組 代表取締役 [REDACTED]

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 86 号

盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（機械設備）工事に係る請負契約の締結について

盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（機械設備）工事について次により請負契約を締結するものとする。

令和 4 年 6 月 20 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 契約工事の名称 盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（機械設備）工事

2 契 約 の 方 法 一般競争入札

3 契 約 の 金 額 金 204,160,000円也

4 契約の相手方 オザワ工業・伸栄設備特定共同企業体

構成員 有限会社オザワ工業 代表取締役 [REDACTED]

構成員 有限会社伸栄設備 代表取締役 [REDACTED]

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 87 号

盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（電気設備）工事に係る請負契約の締結について  
盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（電気設備）工事について次により請負契約を締結するもの  
とする。

令和 4 年 6 月 20 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- |             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 1 契約工事の名称   | 盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（電気設備）工事  |
| 2 契 約 の 方 法 | 一般競争入札                    |
| 3 契 約 の 金 額 | 金 201,190,000円也           |
| 4 契約の相手方    | 岩手電工株式会社 代表取締役 [REDACTED] |

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。